

平成31年第1回玄海町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成31年2月19日（火曜日）							
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成31年2月19日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君		
	閉 会	平成31年2月19日午前9時33分			議 長	上 田 利 治 君		
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名		出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名		出 席 等 的 別
	1	小 山 善 照 君		○	2	山 口 寛 敏 君		○
	3	宮 崎 吉 輝 君		○	4	井 上 正 旦 君		○
	5	池 田 道 夫 君		○	6	欠 番		
	7	友 田 国 弘 君		○	8	中 山 昭 和 君		○
	9	岩 下 孝 嗣 君		○	10	上 田 利 治 君		○
会議録署名議員	4 番	井 上 正 旦 君			5 番	池 田 道 夫 君		
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君			副 町 長	鬼 木 茂 信 君		
	教 育 長	中 島 安 行 君			会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	井 上 新 吾 君		
	管理兼政策統括監	西 立 也 君			総 務 課 長	中 山 昇 洋 君		
	財政企画課長	加 納 晴 美 君			住 民 福 祉 課 長	中 山 ふ み 君		
	保健介護課長	山 口 善 正 君			産 業 振 興 課 長	日 高 大 助 君		
	まちづくり課長	松 本 恵 一 君			生 活 環 境 課 長	鈴 木 博 之 君		
教育課長	中 村 大 輔 君							
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	脇 山 和 彦			議 会 事 務 局 主 査	松 本 辰 範		

平成31年第1回玄海町議会臨時会議事日程（第1号）

平成31年2月19日 午前9時開会

日程1 会議録署名議員の指名について

日程2 会期の決定について

日程3 議案第1号 新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事変更請負契約について

午前9時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回玄海町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、5番池田道夫君、4番井上正旦君を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日2月19日の1日間としたいと思いますが、こ

れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日2月19日の1日間とすることに決定いたしました。

日程3 議案第1号 新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事変更請負契約について

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第1号 新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

おはようございます。議案第1号 新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事変更請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年8月10日に請負契約した新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事について、設計変更の結果、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の目的としましては、平成29・30年度電源立地地域対策交付金事業、新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事でございます。

変更契約の方法は、当初の請負減率による契約でございます。

変更契約金額は248,591,160円でございます。変更前の契約金額が242,110,080円でしたので、6,481,080円の増額となっております。

契約の相手方は、佐賀県佐賀市多布施一丁目4番27号、松尾・小野特定建設工事共同企業体、代表者、松尾建設株式会社佐賀支店、取締役支店長、村岡祐吉氏でございます。

工期につきましては、着工が平成29年8月10日から成工は平成31年3月25日までとしており、変更前を平成31年2月28日としておりましたので、25日間の延長でございます。

支出科目は、一般会計8款土木費、3項河川費でございます。

変更理由の主なものとしては、この工事に伴い支障となる唐津青翔高校のグラウンド施設

復旧工事につきましては、当初、別途発注工事とすることとしておりました。

グラウンド施設復旧工事の発注時期につきましては、築堤護岸工事の進捗に合わせながら、唐津青翔高校と協議を行い検討していたところ、復旧工事の完了は3月下旬となる見込みとなったことや、復旧工事に伴う工事資材等の搬入は、高校の要望によりグラウンドからの工事車両の進入はとめられていることから、黒形川方向から搬入計画となりました。

これらの条件により、設計内容についても検討いたしましたところ、別途発注とするより、今回の工事でグラウンド施設復旧工事を行うことにより工事費用が安価となることから、工事費用と工事に必要となる工期について変更をお願いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

昨年7月の集中豪雨で黒形川が氾濫して、みらい学園、それから、町民グラウンド、ずっと浸水したわけですけれども、今回、この工事が完了すれば、そういった浸水の被害も解消されるということで、早く工事を完成していただきたいというふうに思っているわけですが、今回の変更の内容は、青翔高校の中にある施設の移設、防球ネットの移転場所が決まったということでの設計変更、変更契約の締結ということですが、まず、公共事業の場合、こういった個人とかが所有されてある工作物、家屋が公共事業にかかった場合には、当然、移設補償費として支出するのが原則ですが、場合によっては個人さんが自分ではし切らないからということで、行政、施行主のほうに動かしてくださいということもあると思います。これは直接施行という言い方をしますけれども、そういうことを県のほうと協議されて、こういう直接施行の方法をとられたということですかね。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

詳細につきましては、松本まちづくり課長に答弁させます。よろしく申し上げます。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

この工事につきましては、29年当初から支障物件があるということで、青翔高校の事務局と協議をさせていただきました。そのときにも議員おっしゃるように、補償工事的なものということで協議をしたんですが、向こうからの要望として、こちらのほうで直接の工事で行っていただきたいというような要望がございましたので、町のほうで発注するというような計画をしておりました。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

県のほうとしても、補償費として支払いの手続をすると、県の収入に入れたり予算化したり、難しいというか、なかなかややこしい面もありますから、こういう直接施行の方法をとられたと思います。

それと、さっきの理由の中で、当初の発注設計書では、こういう支障物件が移設できる、はっきりしたものについては計上していましたということで理由が挙がっていますが、それ以外で移設場所が決まらなかったものについては、当初設計には入れていないということですね。そしたら、当初設計に入れてある、確認ができているものというのは具体的にどういう物件があるんでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

今回、移設を計画しております防球ネット、これは当初から支障があるということで、撤去については事前に御了解をいただいております。これと、鉄棒についても撤去ということで御了解をいただいております。ただ、復旧箇所によってこの位置が変わるということで、復旧箇所の場所を決めることができなくて、どういうふうに復旧するのか詳細が決まらなかったもので、後というふうにしておりました。

それと、防球ネットが前のほうに出るということで、グラウンド側に出るということで、これに伴って、新たに砂場の移設ということは後からわかったことになります。

それと、テニスコートもありますが、国道204号側、黒形川のほうです。この図面でいう右側の上、テニスコートですね。ここについても仮設のフェンス等々がありますが、これについては現況のとおり、撤去して復旧するというようなことを当初からわかっておりましたので、その部分については黒形川の築堤護岸のほうの工事でやらせていただくと。

ただ、ネットの復旧に伴って、グラウンドとテニスコートの合い中のフェンス、ここについては最終的な復旧しかできないということでしたので、この部分だけを今回の変更に上げさせていただきます。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

当初から確定していたものについては当初設計に上げてあるということですね。これは継続費で2カ年にわたって工事をされています。だんだん工期が迫ってきてせっぱ詰まってきて、工期もないというような段階になってばたばたと決めてこられたような感じを受けますけれども、年度内に終われば、それは問題ないと思いますが、ちょっと確認をしたいと思います。

下のほうのこの図面の断面図で、右岸側の青翔高校のほうの断面ですけれども、あそこを通るたびに、護岸がちょっと上げてあるのかなという感じを受けながらずっと見ていました。この横断図では整備後の断面しか上げていませんけれども、以前の、もとの護岸の高さよりか、今回は幾らか上げてあるんですか、高さは。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

今回の計画では、町民会館のほうが冠水すると、水があふれるということは、黒形川からの水が、流域が広いもんですから、こちらからの水が影響しているということで、潮だまりと黒形川のところを分離するというような計画をしております。そのために、今度は潮だまりのほうに行く水を黒形川のほうでためるということになりますので、その計算式をしまして護岸を上げるというふうにしております。

もとの護岸につきましてはグラウンドと同じ高さ、そこまでの高さしかありませんでした。この仮設道路を置いているところで青翔高校のグラウンドの高さが1メートル46ということでありまして、これから護岸高を計算しますと、ここが2メートル17ということで、71センチ上げるというようなことで計画をしております。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

もとの右岸側の護岸の高さは青翔高校のグラウンドの高さと同じだったということですね。今までみらい学園とか総合グラウンドのほうに大雨のときは流れて、その分が遊水池の役割を果たしていたわけですがけれども、今回、そこで遮断するというので、遊水機能がなくなる。大雨のときの雨量を計算して、その遊水機能を黒形川の範囲内で機能を持たせるためには70センチ護岸を上げないといけないということで、70センチ上げてあるということですね。——わかりました。

それから、最後にあと1点、同じこの右岸のほうの護岸の背面に、グラウンド側にL型擁壁をつくってありますけど、これは青翔高校のほうの用地買収も幾らかされたということでしょうか。最後にその1点だけお願いします。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

青翔高校のグラウンド、この敷地境界につきましては黒形川と接続するところでしたので、測量の結果、どうしても用地を購入しないとイケないということで、平成29年度にその用地購入をさせていただいております。それにつきましては、先ほど言ったように29年度に御了解をいただいて契約させていただいたということで、手続は終わっております。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

平成29年度から協議を行っていた、そして、29年度に土地の購入も終わっていたわけです。

ね。それが終わっていたということは、この土地は玄海町が購入したわけですね。その購入した境界に新しいフェンスをつくるということはわかっていたわけでしょう。

そして、協議が担当者の人事異動や図面上では判断がつかない。人事異動はあったかもしれませんが、それからもう1年ぐらいたっているわけですね。図面上で判断がつかなくても、現場はすぐそばでしょう。現場に行けば、図面上じゃなくてもこういうふうにしますよということは協議ができたんじゃないですか。それをしなかった。なぜしなかったんですか。

わざわざ工期を延ばすこともないし、年度内に解決はするんでしょうけど、これは仕事をしていないということを言っているんじゃないですか。その辺はどうなんでしょうか。仕事ができるのにしていない。

初めから土地は購入をしていた。していたなら、その境界にフェンスを立てる、初めあったフェンスをまたつけ直してやるわけですね。2メートル80ですか、下がって。そういうことはわかっていたのに、何で図面上では判断がつかないとか、担当者の人事異動は1年もたっているのに協議がつかなかった。

町としては青翔高校には相当優遇している面もありますよね。野球場の使用とか町民グラウンドの使用とか、そして、保育園、小、中、高校と連携をやりましょうということで、いろんな便宜を図っていると思うんですけど、どうしてこの程度の話し合いができなかったんですか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

当初、この工事を発注する段階で、議員おっしゃるように、支障物件となるということでお話し合いをさせていただいておりました。作業スペースの確保ということで、この赤で塗っているところを用地購入以上に作業スペースとしてとらせていただいております。この分もあわせてお話をさせていただいておりました。

防球ネットの復旧につきましても、境界にということで当初うちのほうも考えてはいたんですが、グラウンドを広く使いたいという希望もございまして、この資料1の下のほうに防球ネットの横断図を描いております。当初、ここは後ろに支柱があるということになってお

りました。青翔高校の担当の方としましては、グラウンドを広く使いたいということで、支柱をグラウンド側でもいいんじゃないかと、ただ、そういうふうにしたときには衝撃吸収マット等々をしなければいけない、そうなってくると使いづらいんじゃないか等々のお話をずっとしていたんですが、これについて、なかなか最終的な決定がなされなかったというようなところで発注までに間に合わなかったと。

確かに議員おっしゃるように、もっと早くこれを決めておれば工期内に終わったということがあると思います。その部分については、大変申しわけなく思っております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

よくわからないんですけど、この下にある点線の防球ネットから防球ネット移動位置、この赤く描いてあるところまで2メートル80移動するわけですね。それと、この支柱、これをグラウンド側に置いてはどうかという案もあったわけですか。これはグラウンド側に置けば、その分はまた使用するのに非常に支障を来すわけじゃないですか。だから、そのまま、あったままにしてあるなら、今のこの図のようにするべきでしょう。当然でしょう。

しかし、これで話は折り合いがついたんですよね。それがなぜ29年から始めて、今、31年2月ですよ。それまでに話がこういうふうに、期間延長までしなけりゃいけないようになったのか。そんなふうに玄海町と青翔高校とは間柄が悪いんですか。玄海町は相当、さっきも言ったように青翔高校に便宜も図って、お互いに連携をとり合っていきましょう、そういう間柄ですけど、こういう話が2年以上もかかる、その辺が解せないんですよ。その辺をつまびらかに言ってください。仕事をしているのかなという気がするんですよ。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

青翔高校の事務局との打ち合わせにつきましては、当初、29年度からお話し合いをさせていただいておりました。確かにこの復旧位置ということで、撤去をした後にグラウンド側に作業スペースとしてとらせていただいている、この段階で基本的には議員おっしゃるように場所の設定等々はできたのかなというふうに思っておりますが、なかなか最終的な決断をいただけなかったと。担当といたしましても、打ち合わせについては何度も足を運びながらお

話し合いを続けていたんですが、どうしても最終的な位置決定というのが12月になってしまったというようなところがございます。

遅くなったということは議員の御指摘どおりだと思いますので、その辺については大変申しわけなく思っております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

指摘どおりということは、この期間までに、契約満了までに工事を終える、そのための作業をしていなかったということを指摘どおりと言っているんですか。これは上に描いてあるように砂場、それに鉄棒、これは町が買収した土地の中にありますよね。だから、当然移設して、高校側の運動場にするのは当たり前でしょう。そういう話が見つかなかった。それは積極的にというか、両方ともが折り合いをつけようと思って話をしないからこういうふうになっているんでしょう。

だから、私は高校も、これは初めから土地の買収に応じているなら、その中にある施設はまた新たに運動場の中にするのが当然とわかっているはずですよ。そういう話がなぜできなかったのか。

だから、担当は誰か知りませんが、仕事をしていないんじゃないかと聞いているんですよ。ちゃんと課で決めた——課で決めたじゃない。町が契約を何月何日までに、満了までに工事を終えますよというように、それに依って仕事をしたのかと聞いているんですよ。

2年も余裕があった中で、土地の買収は終わっている。当然、砂場、鉄棒は移動しなければいけません。テニスコートにはかかっていないわけですよ。テニスコースはかかっていないわけでしょう。だから、その支障はクリアできているのに、その次の仕事をしていなかったというふうに私は感じているんですよ。その辺をつまびらかに言ってくださいと言っているんです。仕事をしたのかしていないのか、積極的に問題が解決するように交渉したのかですよ。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

資料1につけておりますグラウンド側の赤で囲っている部分、ここにつきましては、工事

をするために青翔高校から作業スペースとしてお借りしているというような部分でございます。

用地購入につきましては、L型擁壁をしているこの部分から黒形川の護岸までということで、それより後ろの部分、工事の作業スペースとして7メートルを使わせていただいております。それと、グラウンドからこの作業スペースに入らないようにということで、2メートルの仮設のフェンスをさせていただいております。

この中に物が復旧すると、ネットフェンスの復旧、それと、鉄棒の復旧、それと、ネットフェンスが前に出たことで砂場も動かさなければならなかった。この部分につきましては、確かに当初からどこに移動するのかという場所の設定、どこまでやるのかというところがありましたので協議をさせていただいていたと、担当のほうも何度となく話しておったんですが、どうしても最終的な位置決定、詳細が決まったというのが遅くなってしまったというようところで経過として進んでおります。

担当としても話し合い等を何度となくやらせていただいて、工期についても気にしながら進めておったんですが、最終的な決定が遅くなってしまったというのが現実でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

何度となく交渉はしたが、その結果が遅くなってしまった。これは最初話すとき、やっぱり運動場が狭くなるわけですね。2.8メートル、この流れが。これが最初解決したなら、その次の後のことはできるでしょうけどね。

これは反対するとかどうとかの問題じゃないんですよ。これもどうせ賛成はせないかん。これぐらいの差額で臨時議会までするのかなど思ったくらいですから。

要は、私が今聞きたいのは、29年度当初から協議をしながら、31年2月まで——30年12月か、それまでに解決しなかった。そんなに難しい問題かなと思ったから、手順どおりの仕事をしているのか、また後から6,000千円か7,000千円ぐらいのをわざわざ臨時議会に追加してやるような、ほかのやり方もあったんじゃないかなと思うから聞いているわけですけど。

賛成はするんですよ。しかし、その辺の職員の仕事の仕方を聞いているんですけど、やっぱり言いにくいですかね。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

担当としても工期が2月28日、2月いっぱいでは終わらなければいけないということで理解しながら作業を進めていたということは聞いております。青翔高校に協議に行くということも、日々の作業の中で報告を受けながら進めておりましたので、私も聞いてはおったんですが、とにかく早目に決まらないと先に進まないということで、早く打ち合わせをしてくれということはお願ひしておりましたが、どうしても最終的に決まったところで遅くなってしまったということについては、作業の進め方等々について現実問題として間に合わなくなったということは、本当に大変申しわけなく思っております。

今後、こういうことがないように、改めまして課内の中でも協議をしながら、おくれのないような形で物事を進めていきたいというふうに考えております。申しわけありません。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

大変申しわけありません。9月議会でも金額増ということで、この工事の契約請負変更しておりました。そしてまた今回、金額増と、また、工期が延長するというので臨時議会に提出させていただいたところでございます。

今回、青翔高校との協議をスムーズにすれば、もう少し早くできる部分があったかと思っております。工期工程の詰めが悪いところもあるかと思っておりますので、担当課と再度聞き取りをし、そして、今後こういったところの改善策を協議しながら、スムーズに行くように努めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

これはこれで賛成はするわけですけど、今言うように、職員がちゃんと自分がしなければいけないことをやる、これは基本ですよ。今、いろんな面で玄海町が話題になっている部分もあります。けさの新聞にもまた余計取り上げられるような面もあるんでしょうけど、こういうときこそ、しっかりふんどしを締め直してやっていくというか、そういう形で町長、職員をしっかり督励して、目的意識を持たせてですね。

この場合は、夏、台風が来たからとか、熱中症対策のためにできなかったとかと、そういう問題じゃないでしょう。青翔高校との交渉の問題、それを積極的に、能動的に行ったのか、行っていなかったのかというふうに私は考えるわけです。その辺をちゃんとやっておけば、2年前からの工事が、今、フェンスの取り付けぐらいで変更請負契約という形で臨時議会をせないかん、そういう形じゃないと思うんですよね。その辺を今後、進め方をしっかりした形でやってください。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号 新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事変更請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成31年第1回玄海町議会臨時会はこれにて閉会いたします。

午前9時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員